

大好評

「訴訟費用制度」のご案内

安心して、公務を遂行いただくために…

効力発効日
2019年
5月1日(水)

公務に起因してなされた

「民事訴訟」「住民訴訟」の

リスクに備える。

ご加入にあたっては、必ず
パンフレットをご確認ください

今や訴訟・賠償リスクは他人ごとではない時代です。

事故例

公務員賠償責任で



●部活動の練習中に生徒がケガをして、練習方法に原因があるとして教職員に対して損害賠償が請求された。



●教職員がいじめに気付かず、いじめられた生徒が精神疾患になり、管理・指導に問題があったとして、担任の教職員に対して損害賠償が請求された。



●個人情報を誤って開示、プライバシーの侵害として訴えられた。



●学校行事で外に出たときに生徒がケガをして、管理・指導に問題があったとして、担任の教職員に損害賠償が請求された。

◎新規加入を希望される方は、学校生協に3月20日(水)までにご連絡ください。

補償額と保険料

月払(分割払12回)、団体割引25%予定

補償項目		Sコース 保険金額
公務員賠償責任	争訟費用保険金	500万円
	損害賠償金保険金	5,000万円
傷害	死亡保険金	50万円
	後遺障害保険金 (程度により)	2~50万円
月払保険料		490円

*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者(保険の対象となる方)となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

*補償内容の詳細は、パンフレット1ページを参照願います。

鹿児島県学校生活協同組合